



あやせ

AYASE

市議会 だより



綾瀬市議会
ホームページ
QRコード

No.186

令和2年(2020年)2月
発行 綾瀬市議会
編集 議会報編集委員会
☎0467-70-5644
✉wm.705644@city.ayase.
kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.ayase.kanagawa.jp/gikai/gikaitop.html>

12月定例会

綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を全会一致で可決

市内在勤者も消防団員になることが可能に

12月定例会が、11月27日から12月17日までの21日間の会期で開かれました。この定例会では、令和元年度一般会計補正予算、綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、指定管理者の指定、工事請負契約の締結、市道路線の廃止、認定、固定資産評価審査委員会の選任など、市長から提出された16議案を審議し、それぞれ可決、同意しました。また、請願1件は不採択と決しました。議員提出議案では、意見書2件を可決しました。(審議結果は8ページに掲載)また、陳情は2件を趣旨了承、2件を趣旨不承としました。

補正予算

一般会計(第4号、第5号)の総額で3億5079万4千円増額するものです。第4号は、旧消防本部庁舎解体事業費、民間保育所運営費補助金、児童扶養手当給付事業費、中学校施設改修事業費などの増が主なものです。また、最終日に提出された第5号は、議員報酬経費及び職員給与費の増で、2議案をそれぞれ可決しました。

条例

○綾瀬市市税条例の一部を改正する条例
地方税法の改正に伴い、所要の改正をするものです。
○綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例
公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行するため、条例の制定をするものです。
○綾瀬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
消防団員の任用要件の緩和及び処遇の改善を図るとともに、成年被後見人などの権利

の制限に係る措置の適正化を図る地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、所要の改正をするものです。
○綾瀬市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
消防本部及び消防署の移転に伴い、所要の改正をするものです。
○綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
○綾瀬市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例
○綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
○綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
人事院勧告並びに国及び近隣市の職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をするものです。
以上、8議案をそれぞれ可決しました。

工事請負契約の締結

令和元年度綾瀬市立寺尾小学校空調設備機能復旧工事(機械)の請負契約の締結を

可決しました。

指定管理者の指定

文化会館、公民館及びコミユニティセンターの指定管理者として、株式会社オーエンスを指定するもので、可決しました。

市道路線の廃止・認定

道路の払い下げに伴う廃止1件と路線の延長に伴う既存の道路の一旦廃止1件、開発行為により帰属された道路と一旦廃止した既存道路を一路線とする認定1件をそれぞれ可決しました。

人事案件

○綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
矢部和輝氏(小園)を選任することに同意しました。

議員提出議案

○国に私学助成の拡充を求め意見書
○神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書
公私の学費格差をさらに改善し、私学助成の増額を求めるもので、それぞれ可決しました。
可決した意見書は関係機関に提出しました(意見書の全文は7ページに掲載)。

報告

○専決処分の報告について
(綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)



市役所屋上から見た町並みと富士山